

静岡県教育委員会告示第8号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県教育委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和5年3月24日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

改正前	改正後																																																
<p>1 職員の区分及び職務内容</p> <p>会計年度任用職員は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれに定める表の左欄に掲げる職員の区分ごと、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務に従事する。</p> <p>(1) 教育部（静岡県教育委員会組織規則（平成30年教育委員会規則第1号）第4条第1項に規定する教育部をいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育職員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国語指導講師</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県立学校（静岡県教育委員会組織規則第2条第1項第5号に規定する県立学校をいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非常勤講師（看護）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非常勤労務職員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務内容	(略)		教育職員	(略)	外国語指導講師	(略)	(略)		職員の区分	職務内容	(略)		非常勤講師（看護）	(略)	(略)		非常勤労務職員	(略)	<p>1 職員の区分及び職務内容</p> <p>会計年度任用職員は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれに定める表の左欄に掲げる職員の区分ごと、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務に従事する。</p> <p>(1) 教育部（静岡県教育委員会組織規則（平成30年教育委員会規則第1号）第4条第1項に規定する教育部をいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育職員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>スクールカウンセラー</u></td> <td style="text-align: center;"><u>教育に関する相談業務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>スクールソーシャルワーカー</u></td> <td style="text-align: center;"><u>生徒の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>保育ソーシャルワーカー</u></td> <td style="text-align: center;"><u>幼児の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>インクルーシブ支援員</u></td> <td style="text-align: center;"><u>特別な配慮が必要な幼児の教育活動支援の充実を図る業務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国語指導講師</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県立学校（静岡県教育委員会組織規則第2条第1項第5号に規定する県立学校をいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>医療的ケア看護職員</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非常勤労務職員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務内容	(略)		教育職員	(略)	<u>スクールカウンセラー</u>	<u>教育に関する相談業務</u>	<u>スクールソーシャルワーカー</u>	<u>生徒の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務</u>	<u>保育ソーシャルワーカー</u>	<u>幼児の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務</u>	<u>インクルーシブ支援員</u>	<u>特別な配慮が必要な幼児の教育活動支援の充実を図る業務</u>	外国語指導講師	(略)	(略)		職員の区分	職務内容	(略)		<u>医療的ケア看護職員</u>	(略)	(略)		非常勤労務職員	(略)
職員の区分	職務内容																																																
(略)																																																	
教育職員	(略)																																																
外国語指導講師	(略)																																																
(略)																																																	
職員の区分	職務内容																																																
(略)																																																	
非常勤講師（看護）	(略)																																																
(略)																																																	
非常勤労務職員	(略)																																																
職員の区分	職務内容																																																
(略)																																																	
教育職員	(略)																																																
<u>スクールカウンセラー</u>	<u>教育に関する相談業務</u>																																																
<u>スクールソーシャルワーカー</u>	<u>生徒の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務</u>																																																
<u>保育ソーシャルワーカー</u>	<u>幼児の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務</u>																																																
<u>インクルーシブ支援員</u>	<u>特別な配慮が必要な幼児の教育活動支援の充実を図る業務</u>																																																
外国語指導講師	(略)																																																
(略)																																																	
職員の区分	職務内容																																																
(略)																																																	
<u>医療的ケア看護職員</u>	(略)																																																
(略)																																																	
非常勤労務職員	(略)																																																

非常勤嘱託員	(略)

(3) 縣市町及び学校組合の設置する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園等（以下「小学校等」という。）

職員の区分	職務内容
(略)	
スクールソーシャルワーカー	(略)
保育ソーシャルワーカー	幼児の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務
インクルーシブ支援員	特別な配慮が必要な幼児の教育活動支援の充実を図る業務
外国人児童生徒専門員	(略)
(略)	

別表第1 (略)

職員の区分		報酬の基本額 (時間額)
教育部に勤務する職員	教育職員	(略)

スクール・サポート・スタッフ	校務支援の充実を図る業務
非常勤嘱託員	(略)

(3) 市町及び学校組合の設置する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園等（以下「小学校等」という。）

職員の区分	職務内容
(略)	
スクールソーシャルワーカー	(略)
外国人児童生徒専門員	(略)
(略)	

別表第1 (略)

職員の区分		報酬の基本額 (時間額)
教育部に勤務する職員	教育職員	(略)
	スクールカウンセラー	臨床心理士等専門的な資格を有する者 5,000円
		上記以外の者 3,000円
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉士、精神保健福祉士等専門的な資格を有する者 3,000円
	保育ソーシャルワーカー	社会福祉士、精神保

県立学校に勤務する職員	(略)		
	スクールソーシャルワーカー	(略)	
	乳幼児発達支援指導員	1,719円	
	実習支援指導員	1,719円	
	(略)		
	部活動指導員	(略)	
小学校等に勤務する職員	(略)		
	スクールソーシャルワーカー	(略)	
	保育ソーシャルワーカー	社会福祉士、精神保健福祉士等専門的な資格を有する者	3,000円
		上記以外の者	1,500円
	インクルーシブ支援員		1,000円
外国人児童生徒専門員		(略)	

	ヤルワーカー	健福祉士等専門的な資格を有する者	3,000円
		上記以外の者	1,500円
	インクルーシブ支援員		1,000円
県立学校に勤務する職員	(略)		
	スクールソーシャルワーカー	(略)	
	医療的ケア看護職員		1,800円
	乳幼児発達支援指導員	1,740円	
	実習支援指導員	1,740円	
	(略)		
	部活動指導員	(略)	
	スクール・サポート・スタッフ	1,000円	
小学校等に勤務する職員	(略)		
	スクールソーシャルワーカー	(略)	
	外国人児童生徒専門員		(略)

(略)	
<b>別表第3 (略)</b>	
職員の区分	支給日
教育部に勤務する職員（外国語指導講師を除く。） 県立学校に勤務する職員（高等学校に勤務するスクールカウンセラー、 <u>スクールソーシャルワーカー</u> 及び外国語指導講師を除く。）	翌月10日
小学校等に勤務する職員（幼稚園等初任者研修指導員、スクールカウンセラー、 <u>スクールソーシャルワーカー</u> 、 <u>保育ソーシャルワーカー</u> 、 <u>インクルーシブ支援員</u> 、外国人児童生徒専門員及び外国人児童生徒相談員を除く。）	翌月21日
スクールカウンセラー（特別支援学校に勤務する者を除く） スクールソーシャルワーカー <u>保育ソーシャルワーカー</u> <u>インクルーシブ支援員</u> 幼稚園等初任者研修指導員 外国人児童生徒専門員 外国人児童生徒相談員	翌月末日
(略)	

(略)	
<b>別表第3 (略)</b>	
職員の区分	支給日
教育部に勤務する職員（外国語指導講師を除く。） 県立学校に勤務する職員（高等学校に勤務するスクールカウンセラー <u>並びに</u> スクールソーシャルワーカー及び外国語指導講師を除く。）	翌月10日
小学校等に勤務する職員（幼稚園等初任者研修指導員、スクールカウンセラー、 <u>スクールソーシャルワーカー</u> 、外国人児童生徒専門員及び外国人児童生徒相談員を除く。）	翌月21日
スクールカウンセラー（特別支援学校に勤務する者を除く） スクールソーシャルワーカー 幼稚園等初任者研修指導員 外国人児童生徒専門員 外国人児童生徒相談員	翌月末日
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この告示は、令和5年4月1日から施行する。